

小松島サッカースポーツ少年団規約

(名称)

第1条 本団は「小松島サッカースポーツ少年団」(以下、本団という。)と称する。

(事務所)

第2条 本団の事務所は、指導部代表宅内に置く。

(目的)

第3条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

(活動)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の各号に定める活動を行う。

- ① 各種スポーツ活動
- ② レクリエーション活動
- ③ 文化学習活動
- ④ 他団体との交歓・交流活動
- ⑤ その他本団の目的達成に必要な活動

(構成)

第5条 本団は小松島小学校学の生徒、及び本団での活動を切望する小学生、並びに指導部が入団を認めた生徒・児童で構成する。

2. 本団に小松島サッカースポーツ少年団父母会(以下、「父母会」という。)を置く。
父母会については「小松島サッカースポーツ少年団父母会規約」に定める。

(団員の加入登録)

第6条 本団への加入登録は、本団所定の用紙にてこれを行う。また、加入登録に当たっては、本団父母会規約に定める費用を同時に納入するものとする。

(有効期間)

第7条 加入登録の有効期間は、加入申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。

(登録)

第 8 条 本団は、第 6 条に定めるところにより加入登録を行った団員および指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により、本団の登録を行うものとする。

また、本団登録に明記された団員および指導者は、財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

(指導部)

第 9 条 本団には、指導部を組織し、次の役員を置く。

団 長	1 名
代 表	1 名
監 督	1 名
審判部長	1 名
技術部長	1 名
指導者	若干名

(指導部役員を選出および役割)

第 10 条 前条の役員は、本団父母会の互選により選出する。

2. 団長は、団務を統括する。
3. 代表は、本団を代表し、団長と共に団務を統括する。
4. 指導者は、本団の活動を指導する。

(指導部役員の任期)

第 11 条 本団の役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

2. 本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残留期間とする。

(会計)

第 12 条 本団の会計は、父母会規約に定め、運営・支出を父母会が行う。

(規約の改正及び解散)

第 13 条 本規約の改正及び解散は、父母会総会において 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

附則 本規約は、平成 25 年 4 月 13 日より施行する。
平成 27 年 4 月 18 日、規約の一部改正を行った。